

令和7年度 鹿角市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う 固定資産税の課税免除 ～ 申請される事業者の皆様へ ～

1. 制度概要

市の産業振興を図るため、鹿角市過疎地域持続的発展計画において振興すべき業種として定めた事業の用に供する設備の取得等をした事業者に対する固定資産税の課税免除を行います。

令和9年3月31日までに取得等がされた資産に適用される時限的な特例措置です。

この制度の適用を受けた事業者は、対象となる資産の固定資産税が3年間免除になります。

2. 令和7年度課税免除対象となる固定資産

(1) 令和7年1月1日現在で市の固定資産課税台帳に登録され、令和7年度に課税となる資産が対象です。

(2) 租税特別措置法第12条第4項又は同法第45条第3項の適用を受ける設備である家屋（建物及びその附属設備）及び償却資産（機械及び装置）並びに当該家屋の敷地である土地が対象となります。

3. 対象となる要件

青色申告書を提出する個人又は法人であって、次の要件に該当する事業・設備投資等が対象となります。

業種	事業者	対象となる設備投資	取得価額 ^{※1}
・製造業 ・旅館業（下宿業を除く）	・資本金5,000万円以下の法人 ・個人事業主	取得又は製作若しくは建設（建物及びその附属設備の場合は、増築、改築、修繕又は模様替えのための工事による取得又は建設を含む）	500万円以上
	・資本金5,000万円超1億円以下の法人	新設、増設のみ	1,000万円以上
	・資本金1億円超の法人	新設、増設のみ	2,000万円以上
・情報サービス業 ・有線放送業 ・インターネット付随サービス業 ・通信販売 ・市場調査 ・農林水産物等販売業 ^{※2}	・資本金5,000万円以下の法人 ・個人事業主	取得又は製作若しくは建設（建物及びその附属設備の場合は、増築、改築、修繕又は模様替えのための工事による取得又は建設を含む）	500万円以上
	・資本金5,000万円超の法人	新設、増設のみ	

※1 取得価額は、圧縮記帳の適用後の金額です。また土地の取得価額は判定には含まれません。

※2 農林水産物等販売業とは、市内において生産された農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に市外の方に販売することを目的とする事業を言います。

4. 留意事項

- 土地は、対象家屋の水平投影面積部分が免除対象となります。また、既存建物との同時取得又は土地取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする家屋の建設着手があった場合に限りです。
- 1月2日以降に対象資産を取得していても、12月31日までに事業の用に供していない場合は、翌々年度からの2年間免除となります。
- 製造業の償却資産は、工場の中で一連となる生産ライン（製造の用に供するもので、生産工程に組み入れられたもの）として、実際に稼働しているものが対象となります。
- 旅館業の償却資産は対象外となります。
- 申請された資産全てが免除対象となるわけではありません。審査により除外される場合があります。

5. 申請手続き

固定資産税課税免除申請書(様式1)及び下記の提出書類に必要事項を記入のうえ、初めての申請のほか、適用期間中(3年間)でも毎年1月31日(土日の場合は翌開庁日)までに税務課に提出ください。

6. 現地調査(申請1年目のみ)

申請書提出後、資産内容が申請書類と一致しているか、市の担当者が現地調査を行うことがありますので、その際は係員の立ち合いをお願いします。

7. 課税免除の決定

事業所の申請を受け、市が課税免除の基準に適合すると認めた場合、4月下旬から5月上旬頃を目途に固定資産税課税免除の決定通知書を送付します。

8. 提出書類 ○印のついたものをそれぞれ提出してください。

No.	区 分	製造業	旅館業	情報サービス業等
1	課税免除申請書 様式第1号 及び 別紙1、別紙2 ※申請物件が複数ある場合は、別紙に記入し取得価額の合計を申請書に転記してください。土地・建物の取得が無ければ別紙1の提出は不要です。	○	○	○
2	減価償却資産の償却額の計算に関する明細書の写し (法人税法施行規則別表16(1),(2) 及び 特別償却の附表) ※対象資産に係る事業年度の明細書、附表がそれぞれ必要です。	○	○	○
	<特別償却を行わなかった場合> 上記に替えて別紙3に理由を記入し添付			

※前年度までに特別償却が行われていなかったものについて、特別償却が行われた場合には、それを確認できる書類(法人税法施行規則特別償却の附表)を添付してください。

※前年度までに圧縮記帳の適用が無かったものについて、圧縮記帳が適用された場合には、それを確認できる書類(法人税法施行規則別表13)を添付してください。

9. お問い合わせ

鹿角市役所 税務課 課税班

所在地：〒018-5292 秋田県鹿角市花輪字荒田4番地1

電話番号：0186(30)0214 FAX番号：0186(23)3884